

## 目標設定型排出量取引制度とは

平成 23 年 4 月から本県で導入された制度で、「原油換算エネルギー使用量」が 3 年連続で 1,500 キロリットル（電気の場合は約 600 万キロワット時）以上である事業所が、制度の対象となります。

制度の対象になると、過去の排出実績に応じて「基準排出量」を決めていただきます。各事業所には、基準排出量に対する CO<sub>2</sub> 排出量の削減目標が設定され、達成に努めていただきます。

自らの削減により目標を達成できない場合は、排出量取引により他の事業所の超過削減分や森林吸収量などをクレジットとして取得し、目標達成に充てることができます。

### 【参考】排出量取引の概念図

